

# 咸寧侯仇鸞の周辺

——十六世紀の商業化時代における明朝政治考察の一助として——

城 地 孝

【要約】 「北虜南倭」の外圧がつよまる明の嘉靖年間（一五二二―一五六六）のなかば、中央政界で重きをなした咸寧侯仇鸞は、北辺防衛軍の武官からのしあがり、嘉靖三十年（一五五二）の明蒙間馬市を主導するなど、十六世紀東アジアをおおった商業化の影響により流動化する辺境のありようを象徴する人物として知られる。本稿は、そうした仇鸞という人物の周辺に新安商人の故郷として知られる徽州歙県との関係が存在したこと、かつそうした関係がどのようにあらわれてくるのかということについて、安徽省図書館蔵『舊寫本王充仇氏家乘』や天啓・順治の両『歙縣志』などの諸史料をもちいてあきらかにする。こうした作業を通じて、仇鸞というひとりの政治人物の背景にさまざまな要素が存在したことを具体例に即して示すことにより、多様な関係性の上に展開する明朝政治のひろがりやその展開過程を立体的に把握するための一助となることをめざす。

史林 九六巻三号 二〇一三年五月

## はじめに

中国は明の嘉靖年間（一五二二―一五六六）のなかば、政界で重きをなした人物に咸寧侯仇鸞という男がいた。彼は明の北辺で対モンゴル防衛にあたった武官である。仇鸞が生きた嘉靖時代、明朝はアルタンハンのひきいるモンゴルの外圧に苦しんだ。おなじく明朝をなやませた倭寇とともに「北虜南倭」と併称される当時の外圧が、東アジアをおおう商業化の

影響によるものであったことは、すでに周知の事実に属する。中国国内の商品生産の拡大と爆発的な銀流通とがあいついで中国内外での交易需要はたかまり、明の辺境は経済ブームにわく。それは交易の利をもとめる、あるいは明朝の支配をのがれようとするひとびとを引きつけ、この時代を特徴づける独特の辺境社会が形成されていく。

商業化の波を受けて流動化する辺境の状況に対し、統制強化の方針をもって臨んだのが嘉靖時代であった。明朝の祖制にあつては、あらゆる対外交流が中華皇帝との君臣関係を具現化する外交儀礼であった朝貢に一元化されていたから、対外貿易も朝貢に付随する恩恵としておこなわれていた。アルタンの目的が中国物資の安定的な入手にあり、その「求貢」も交易公認を第一義とするものであったこと、にもかかわらず明朝が一貫してこれを拒絶しつづけたために、アルタンも略奪・侵攻という手段に訴えざるをえなかつたこと、これまたよく知られている。嘉靖朝における明朝の対外強硬姿勢は、外藩から迎立されたがゆえに帝位の正統性を誇示せんとして祖制の遵守に固執した世宗（嘉靖帝）の存在ぬきには語れない。彼にとつては、武力を背景としたアルタンの「求貢」など、朝貢本来の礼制上の意義にもとる振舞でしかなかつたのである。

こうした矛盾は、北辺の紛争を長期化させる一方、両者の狭間に立たされた明の北辺防衛軍の商業化をうながす。経済ブームが華夷の垣根をこえたヒト・モノの往来を活発化させるなか、軍事費あるいは近辺のモンゴルを手なづけるための撫賞として北辺におくられた銀がモンゴルに流れ、それをもってモンゴルが中国産品を購入するという密貿易が北辺ではさかんにおこなわれていたのである。そのおもな担い手となつていたのは、ほかならぬ北辺軍の将兵であり、本稿の主人公たる仇鸞も、まさにそうした動きのなかで台頭してきた人物であつた。<sup>①</sup>

祖父仇鉞から官職と爵位とを世襲し、北辺で軍歴をかさねていた仇鸞の転機は、嘉靖二十九年（二五五〇）八月におとずれる。アルタンの軍勢が北京を包囲するという庚戌の変に際して、対モンゴル防衛の拠点である大同の総兵官であつた仇鸞は、いちはやく北京にかけつけたことで世宗の信頼を受け、平虜大將軍に任ぜられて全軍権を掌握、以後、軍事およ

び対モンゴル政策の方面で絶大な発言力をもった。しかし、酷薄な性格の皇帝のもとで権勢をふるった嘉靖朝の権臣の例にもれず、彼もまたそのおわりをよくしてはいない。モンゴルの侵寇に歯止めがかからない状況は、軍事部門のトップとなった仇鸞に対する世宗の信頼を失墜させ、嘉靖三十一年（一五五二）八月の死の直前に全軍権を剝奪された上、死の直後には追戮（棺をあばき屍を辱める）されるといふ悲惨な最期をとげたのである。<sup>②</sup>

このときの仇鸞の罪状は「通虜誤国」——モンゴルと私通して国を誤った——というものであった。その裏に政敵の策謀があつたともいわれるが、その罪状に激怒した世宗がきびしい断罪の諭旨をくだしたこともあり、以後も明廷で仇鸞の名誉回復が提起されることはなかった。かくて「モンゴルとつうじた叛逆者」という仇鸞の評価はのちまで引き継がれていくが、その最たる例として言及されるものに、彼が主導した嘉靖三十年（一五五二）の馬市がある。嘉靖二十九年（一五五〇）八月、アルタンの軍勢が北京をめざして南進しているさなかに示された仇鸞の馬市の建議に対し、明廷は嘉靖三十年（一五五二）三月、これにそう形で馬市実施にふみきる。しかし、モンゴルの交易拡大要求に対する明の消極的な対応は、その侵寇をふたたび激化させ、結局、嘉靖三十一年（一五五二）九月、馬市は全面停止に追い込まれた。<sup>④</sup>

わずか一年で破綻したことにくわえ、仇鸞の罪行のひとつとされたこともあり、この馬市に対する同時代の評価は決してかんばしいものではない。その一方、商業化の進展に対応すべく、事実上、礼制の枠組みから離れた対外交渉のあり方——近年「互市」の語をもつて語られる——を模索する試みのひとつに嘉靖の馬市を位置づけるみかたも近年では示されている。<sup>⑤</sup> 仇鸞の建議は、モンゴルの侵寇が中国物資を調達できないことによるとの認識の上に、朝貢を許可するのではなく、あくまで遼東などでおこなわれている互市の例にならった馬市の開設をもとめるものであり、それによる紛争の緩和とともに、将兵の懐に流れている密貿易の利を中央に帰すことをねらったものであった。<sup>⑥</sup> 彼のこうした主張に経済ブームにわく辺境社会に身をおいた総兵官としての現状認識が端的に示されているのにくわえて、武官ながら文官を中心とする政策決定の場において、その主張を現実の政策として実現・推進するだけの力もちえたこと、そしてそのことによつて

「モンゴルとつうじた」として罪せられ、失脚・追戮という最期をとげたこともふくめて、嘉靖の馬市およびそれを主導した仇鸞というのは、ある意味で嘉靖という時代を象徴する存在であったといえる。

このように、仇鸞という人物について考えるとき、辺境ないし北辺防衛軍の商業化というのは不可欠の要素となるのだが、本稿でおこなおうとしている作業は、商業化ということを念頭におきつつも、北辺軍の武官というのとは別の一面に光をあてようとするものである。かつて筆者は嘉靖の馬市をめぐる政治過程を検討した際、あらたな交易秩序の模索という論点とも関連して、仇鸞の祖父仇鉞が徽州歙県（現、安徽省黃山市の属）の王充仇氏の流れをくむとする記事があること、また万曆三十七年（一六〇九）に編纂された歙県の県志である『歙志』に仇鸞の伝が立てられていることを指摘したことがある。<sup>⑦</sup>これらについては、たとえば『明人伝記資料索引』や *Dictionary of Ming Biography*（明代名人伝）といった手近でみることでできる索引類には記されておらず、管見のかぎり先行研究でもほとんど注目されているようにない。しかし、北辺の商業化という現象を象徴するともいえる仇鸞が、新安商人の故郷として知られる歙県に縁があったとすれば、それは彼の政治的背景ないし馬市という政策の背景要因をさぐる上で、きわめて興味ぶかい材料になるはずである。ただ、当時の筆者にはそれ以上の材料がなく、事実の指摘にとどめざるをえなかったが、のちに『中國家譜総目』によって安徽省図書館に『舊寫本王充仇氏家乘』なる書物が所蔵されていることを知り、調査におもむいたところ、はたして関係の記事がのこされていたのであった。

『舊寫本王充仇氏家乘』は全一冊、不分巻の抄本である。もっともおそいもので「乾隆甲申（二十九年・一七六四）夏五月」付の仇養貽「繕修宗祠小引」を収めるから、清代の抄本であることは確実である。日付を確認できる記事のうち、もっともはやいのは「弘治十八年（一五〇五）正月吉日」付の「仇氏宗祠上梁文」であるが、おおくは万曆年間（一五七三―一六二〇）以降、いわゆる明末清初期のものである。先祖に奉じた祭文や墓祠・宗祠の修建にかかわる引文がほぼ半分を占め、そのほかに書簡や詩も収められるが、このなかに仇夢台なる人物が書いた「與黃鏡予先生辯志書」という書簡があ

った。毎半葉十八字・九行で三葉、空格をふくめ全八百七十一字あり、あきらかに「虜」字と思われる部分が空格になっていることから、清抄本であることが知られるが、まさしくこの書簡にこそ、仇鸞をとりまく商人の存在にせまる手がかりとともに、仇鸞に関する万暦『欽志』の記述がそれ以降の欽県志編纂のプロセスにもかかわっていたことを示す記述のこざれていたのである。

本稿では、この『舊寫本王充仇氏家乘』に収録される仇夢台「與黃鏡予先生辯志書」をおもな材料とし、おなじく安徽省図書館所蔵の天啓『欽縣志』・順治『欽志』をはじめとする各種史料をもちいながら、仇鸞の周辺をさぐっていくこととしたい。まず仇鸞・仇鉞のルーツをたどった上で、仇夢台の書簡のなかで展開される万暦『欽志』仇鸞伝への批判を手がかりに、万暦『欽志』刊行後に天啓『欽縣志』が編纂されるに至った経緯をあきらかにする。さらに仇夢台の科挙受験について検討することにより、仇鸞の族人に商人が存在していたことを述べる。

本稿の一義的な目的は、新史料の存在とそこから知られるいくつかの史実を提示するにある。あるいはその叙述は、かならずしも論理的な一貫性のもとに整序されない瑣末な史実の羅列でしかないのかもしれない。にもかかわらず、あえてそうした作業をおこなおうとするのは、それらの史実が、十六世紀後半の東アジアを象徴する辺境社会のなかで頭角をあらわし、中央の政治を左右する権力を手にするとともに、それまでとは性格を異にする対外交易としての馬市を主導した仇鸞という人物の周囲に存在したことを示すことで、商業化の時代のなかで流動化の度を増す明朝政治が展開していた場のひろがり、あるいはその展開過程を左右した要因の多様さといった点を考察する際の手がかりをみいだせるのではないかとの期待による。

以下、本稿では煩を避けるため、『舊寫本王充仇氏家乘』を『家乘』と略記し、欽県の県志については、纂修時の年号をもちいて『万暦志』・『天啓志』・『順治志』のように記す。また『実録』の記事を引用する場合、巻数表記を省略する。

① 当時の明朝北辺の全般的な状況に関する以上の叙述は、岩井茂樹

二二五・二二七頁を参照。

「十六・十七世紀の中国辺境社会」(小野和子編『明末清初の社会と文化』京都大学人文科学研究所、一九九六年、所収)による。いわゆる「朝貢二元体制」については、同氏「明代中国の礼制覇権主義と東アジアの秩序」(『東洋文化』八五、二〇〇五年)を参照。アルタンの

③ 『実録』嘉靖三十一年八月乙亥(二十五日)条、および同書、嘉靖三十一年九月癸未(四日)条。  
④ 嘉靖の馬市をめぐる一連の経緯については、前掲拙著、第二章を参照。

「求貢」の性格については、松本隆晴「明代北辺防衛体制の研究」(汲古書院、二〇〇一年)一九七・二〇四頁にくわしく、嘉靖朝の対外方針と世宗の政治姿勢との関係については、拙著「長城と北京の朝政——明代内閣政治の展開と変容——」(京都大学学術出版会、二〇一二年)八三・八四頁で述べた。

⑤ 前掲岩井茂樹「十六・十七世紀の中国辺境社会」六三四・六三五頁。  
⑥ 『実録』嘉靖二十九年八月丁丑(十六日)条。  
⑦ 前掲拙著、一・三頁、注(18)。  
⑧ 王鶴鳴主編『中国家譜総目』(上海古籍出版社、二〇〇八年)第一冊、三一六頁。

② 仇鸞の事跡については、張顯清『嚴嵩伝』(黄山書社、一九九二年)

## 一・仇鉞の出自

そもそも仇鸞・仇鉞と徽州歙県とのかかわりというのは、いかなるものであったのだろうか。たしかに『万曆志』には関係する記事があるものの、一般に知られる仇鸞・仇鉞の伝記には徽州ないし歙県とのかかわりを直接に示す記事をみいだすことはできない。そればかりか、諸史料における彼らの出自・出身地に関する記述にも不一致がみられるのである。本章では『家乗』の分析に入るまえに、彼らのルーツをさぐってみることにしたい。

まず、もつとも基本的な史料といえる清修『明史』からみよう。『明史』は卷百七十五に仇鉞を立伝し、そこに仇鸞を付伝する形をとる。これによると、仇鉞は陝西平涼府鎮原県(現、甘肅省鎮原県)の人で、備卒としてつかえた寧夏総兵官からおおいに信愛された。そのため、都指揮僉事の仇理が継嗣なく死んだ際、総兵官は仇鉞にその世職を継がせて寧夏前衛指揮同知とした。仇理は揚州江都の人であったため、仇鉞も江都仇氏を自称したという<sup>①</sup>。

この記事は、おそらく趙時春「逆鸞本末」(『趙浚谷文集』卷七)ないしそれと同系統の史料を下敷きしている。趙時春

（二五〇九—一五六七）は陝西平涼（現、甘肅省平涼市）の人で、嘉靖五年（一五二六）の進士。翰林院庶吉士を経て戸部・兵部の主事となるも、嘉靖九年（一五三〇）、災変に際しておこなった上奏が世宗の逆鱗にふれ、官身分を剝奪される。嘉靖十九年（一五四〇）に翰林院編修に再度起用されるが、同年十二月、唐順之・羅洪先とおこなった上奏によって、またしても世宗の怒りを買ひ、ふたたび為民処分を受けた。彼はみずから騎射を習い、軍事・北辺問題に精通していたとされ、嘉靖二十九年（一五五〇）の庚戌の変の際、ときの礼部尚書徐階の引きで兵部職方司主事に復職する。ところが軍権を掌握していた仇鸞とそりがあわず、仇鸞とともに京営軍の総理を命ぜられたときには、彼との対立が原因で職をとかれていたほか、モンゴルとの馬市に対しても真つ向から反対となえたという。のちに山東按察使僉事・副使および山西巡撫を歴任している。

「逆鸞本末」なる文章は、そのタイトルが端的に示すように、失脚した仇鸞に対する趙時春の非難ないし悪感情をあらわにしつつ、その事跡を記したものである。その冒頭、趙は仇鉞の出自について、

仇鉞、鎮原平泉里の人なり。先ず傭卒を以て寧夏總兵府に給事し、便嬖たりて總兵の意に適い、遂に命ぜられて仇總旗を冒繼し、其の兵を掌る。稍にして指揮に遷り、寧夏遊擊將軍に擢せらる。

と記し、『明史』とほぼおなじ内容を伝えている。引文中にみえる「総旗」とは衛所制度における最小単位である百戸所の武職で、各百戸所に二名おかれ、原則的に世襲の職であった。しかし、仇鉞は総兵官の命を受けて「冒繼」すなわち仇総旗の子でないにもかかわらずその継嗣だということにしてこれを継いだという。

さらに仇鉞が江都仇氏を自称したという『明史』の記事に対応するものとして、趙時春はつぎのようなエピソードを伝えている。趙が翰林院庶吉士および戸部・兵部の主事として北京にいたころ、おなじ平涼府下の鎮原県出身の仇鸞とは同郷会で席をとすることが多々あったのみならず、その邸宅——崇文門内の蘇州巷にあり、一般の京官の屋敷のようにつつましかであったという——で仇昌に面会したこともあった。仇昌はいつも親しげであり、たがいの故郷がちかくだ

というので平泉里の話になった。ところが仇鸞が仇鸞にその話を向けるや、仇鸞は「爵位は仇総旗から継いだのだから、わが家は揚州籍なのだ」とこたえ、平泉里のことを口にした趙に不快感をいだいたという<sup>④</sup>。

以上の記事にしたがえば、仇鉞は陝西鎮原の傭卒から身を起した人物であり、寧夏総兵官の命によって世襲の衛官を「冒継」したのを機に揚州江都籍だと自称したことになる。こうした経歴は、明代も後期以降にあらわれ、「一般軍士の上にあつて、将領の廝養奴僕に類する身分」で「戦功によっては総旗參将にも昇り得」たとされる家丁の性格とかなるものであり、もし上引史料の所伝がたしかだとすれば、仇鉞もそうした出自であつたとみなしてよからう。家丁のなかには「賜姓によって将領と同姓となり、擬制的家族員として待遇された」者もあつたというから、「傭卒」<sup>⑤</sup>として寧夏総兵官の「便嬖」になつたと趙時春が伝える仇鉞の姓が、はたしてもとから「仇」であつたかどうかすらもあやしくなつてくる。彼が江都籍を自称するにあつても、おそらくは江都仇氏との通譜がおこなわれた可能性がたかい。

しかしながら、この史料がことごとく仇鸞と対立したと伝えられる趙時春の手になるものであり、仇鸞をおとしめようとする意図があきらかである以上、右の記述を手放して字面どおりに受けとることは慎重でなければならぬ。現に仇鉞の死去を伝える『実録』の記事には、彼が江都の人であり、初任の寧夏前衛指揮同知も「世職」つまり世襲によるものであつたと明記されている<sup>⑦</sup>。また、仇鉞が没したとき、すでに十年以上も内閣にあつた首輔楊廷和の手になる「咸寧伯進封侯諡武襄仇鉞墓誌銘」（『國朝獻徵錄』卷十。以下「仇鉞墓誌銘」と略記）も、仇鉞に至るまでの衛官の世襲を以下のように伝えている。高祖仇成は、明成立以前に朱元璋にしたがつて軍功をあげ、洪武のはじめに揚州衛の百戸をさすけられたが、倭寇との戦いで遼海に戦死し、その官は子の仇智が継いだ。仇智は仇鉞の曾祖父にあたり、南京にあつた広武衛の指揮僉事から寧夏前衛へ異動となるも、モンゴルとの戦いで戦死する。都指揮僉事・寧夏副総兵となつた祖父仇廉も戦死。都指揮僉事を継いだ仇鉞の父仇理は協守寧夏東路をつとめ、仇鉞は弘治十四年（一五〇二）にその「世職」を継いだという<sup>⑧</sup>。むろん政府公式記録としての『実録』ないし故人を顕彰する墓誌銘という史料の性格は、当然ながら考慮しなければなら



ない。しかし、まさにそうした史料であるがゆえに、これらはおそらく『明史』編纂時にも主要な材料とされたはずである。とすれば、一般にその綿密な考証をもって知られる『明史』がこれらをしりぞけ、あえて趙時春「逆鸞本末」のような偏向あきらかな説を採用したということは、その方が真にちかいと判断するだけの根拠が『明史』纂修者にはあったことを示唆する。この点について、以下、爵位ないし衛所官の継承状況を記したふたつの簿冊史料により若干の検討を試みたい。

仇鉞のように爵位をさづけられた功臣について、その受爵・襲封の状況を記す『明功臣襲封底簿』なる史料がある。台湾の国家図書館（旧、国立中央図書館）所蔵の明鈔本の影印本が、台湾学生書局『明代史籍彙刊』に収められて通行している。

威寧伯今為威寧侯

仇鉞原籍

人原任副總兵鎮守寧夏

地方擒獲反賊安化王真鑑有功正德伍年捌月

貳拾玖日該兵部論功題奉

欽依仇鉞出奇奮勇首建大功封伯爵世祿欽此移

咨本部查照覆題本年玖月拾肆日奉

欽依仇鉞封威寧伯散官勲號與做推誠宣力武臣

特進榮祿大夫柱國歲支俸米壹千石本色陸百

石折色肆百石欽此正德陸年伍月内本爵奏給

世祿誥券本身免貳次死子免壹次正德柒年進

【圖】『明功臣襲封底簿』書影  
（台湾学生書局『明代史籍彙刊』本 p. 31）

る。その冒頭に付された劉兆祐氏の「叙録」によれば、この史料は襲爵の際に確認をとる、あるいは跡目あらそいや詐冒などの問題になえるべく、管轄部署である吏部驗封清吏司が封爵・襲替の来歴を記録した底簿であり、その日付から、嘉靖二十六年（一五四七）時点での調査記録をまとめたものという。ここには仇鉞についても記事があり、正徳五年（一五一〇）四月におきた安化王真鑑の乱を鎮圧した功により、同年九月に威寧伯に封ぜられ、正徳七年（一五一二）には侯爵にすすみ、武宗（正徳帝）崩御から二か月後の正徳十六年（一

五二二) 五月に病没したが、嫡長男の仇恩が病身であったため、仇鉞の妻張氏の奏請により、孫の仇鸞への襲爵が認められたと記されている。

吏部の担当部署が作成した底簿という性格からして、一定の信をおいてよいと思われるこの史料であるが、不可解なのは、仇鉞の原籍地についての記載である。前頁所掲の【図】に示したように、本来であれば原籍地を記入すべき部分がつぼり抜け落ち、五字分の空白になっているのである。「仇鉞墓誌銘」を撰した楊廷和の卒年は嘉靖八年(一五二九)であるから、仇鉞を揚州江都籍とする記事は、「明功臣襲封底簿」がなった嘉靖二十六年(一五四七)の時点ですでに存在していたわけである。にもかかわらず、このような不自然な空白のままになっていることは、直接の担当部署である吏部驗封清吏司の官僚にとつて、仇鉞を江都籍だと確定しえないなんらかの事情があつたことをうかがわせる。

いまひとつは衛選簿である。つとに指摘されているように、衛選簿とは衛ごとにつくられた衛所官の襲替補選の登記簿であり、その作成時には各種の簿冊や獲功堂稿・核冊題覆をはじめとする多種多様の記録が参照され、詳細な照合作業がおこなわれた。⑩ 既述のとおり、『実録』ならびに「仇鉞墓誌銘」には仇鉞が継いだ「世職」は寧夏前衛指揮同知であつたと記されていたが、当該衛の衛選簿である『寧夏前衛選簿』はわが国の東洋文庫に所蔵されている。これをひもとくと、いずれも寧夏で衛官をつとめたとされる仇智・仇廉・仇理について、その襲職関係が以下のように伝えられている。すなわち、仇廉は寧夏前衛の世襲指揮僉事仇智の嫡長男であり、父が永樂十年(一四二二)に塔灘山で滑落死したのをうけて、同十四年(一四一六)七月に襲職をゆるされた。仇廉の子の仇理は、天順六年(一四六二)四月、父の原職である指揮僉事を襲職して寧夏前衛に配属され、成化二年(一四六六)五月には指揮同知に昇格している。⑪

これまた不可解なことに、衛選簿の記述はここでおわつている。おなじく寧夏前衛の指揮同知を襲職したとされる仇鉞については、なんの記載もないのである。さらに指摘すべきは、右に述べた三代の襲職が当該衛選簿の「年遠事故」の項に記載されていることである。「年遠事故」というのは、充軍・調衛あるいは幼丁と記録されながら正規の手つづき

をふまずに襲職するなど、襲職上の異変について当該衛で把握できなかったために、年数の経過とともに、それ以後の状況がわからなくなった者を記した項目という。<sup>⑭</sup>そこに仇智以下三代の襲職が記されているということは、すなわち『寧夏前衛選簿』をふくむ東洋文庫所蔵の全十三冊の衛選簿が編纂された万曆二十二年（二五九四）の時点で、仇理のつぎの世代以降の世襲状況について確認できなかったことを意味する。先引『実録』ならびに「仇鉞墓誌銘」が伝えるように、<sup>⑮</sup>も仇鉞が普通に「世職」を継いだのならば、正徳年間（一五〇六―一五二一）に寧夏衛での在任が確認できる彼について、万曆年間に編纂された衛選簿になんの記載もないばかりか、そのちの状況が不明であるという「年遠事故」の項に仇氏の記事があるというのは、やはり不可解なことに属する。すくなくとも『寧夏前衛選簿』の記事によるかぎり、仇智からの衛官の世襲は仇理でいったんとだえてしまったこと、したがって仇理から仇鉞への襲職の裏にも「仇鉞墓誌銘」には記されない、なんらかの事情が存在した可能性がたかくなってくる。

以上、爵位・衛官を管理する際の基礎となるふたつの簿冊から得られる情報は、仇鉞が揚州江都を原籍とする世襲武官の出身であるとする『実録』や「仇鉞墓誌銘」の記述と食い違う点がある。してみると『明史』の纂修者が『実録』や墓誌銘の系統の説をとらず、趙時春「逆鸞本末」の系統の史料を採用したのは、ひとまず妥当な判断とみなしてよさそうである。仇鉞が寧夏総兵官子飼いの家丁の出身で、その武職も「冒継」によって継承したのであり、揚州江都籍だとの説も通譜によって創出されたというのも、ほぼゆらがないものとしてさしつかえあるまい。

とするならば、仇鉞・仇鸞と歙県とのかかわりも、仇鉞その人からではなく、彼らが譜牒をつうじた江都仇氏からさぐっていくほかない。前掲『中国家譜総目』に唯一、江都仇氏の家譜として収録されているのは、上海図書館蔵『維揚甘棠仇氏重修宗譜』である。<sup>⑯</sup>仇昌山の主修にかかる清光緒十七年（一八九三）木活字本で、正統九年（一四四四）二月に生まれ嘉靖四年（一五二五）正月に没したという仇国明を始遷祖とする一族のものである。<sup>⑰</sup>その巻一に収められる仇邦玖「仇氏修譜原序」には、彼が故老から聞いた話として、始遷祖である仇国明の祖籍が徽州であり、元末明初のころ倭寇の侵擾を

避けて兄弟五人で江都へ移住したものの、そのちの兵乱のなかでほかの四人は四散してしまい、国明のみが江都仇家庄の地に居を定めたという来歴が伝えられる<sup>⑮</sup>。仇鉞が「冒繼」した「仇総旗」がこのなかにふくまれているか否かという点のほか、「元より明に迄<sup>およ</sup>ぶ」ころというにしては仇国明の生年がいささかおそいという点はおくとしても、この時期の混乱状況を考えれば、兄弟五人で徽州からの移住を決意しなければならず、江都にのがれたのちにも四人が四散してしまうというようなケースが現実の状況として存在しえたということは、首肯されるところであろう。とすれば、仇邦玖の「原序」の記述の背後に、ここに伝えられていると同様の由来を共有する江都仇氏が、仇国明の子孫のみにとどまらない範圍で存在していたという状況を読みとることもできるのではあるまいか。

さらに、徽州に居住する各姓について総合的に記録したという『新安六縣大族志』・『新安名族志』は、いずれも仇氏について歙県王充の一支を伝えるのみである。前者は元大儒陳櫟の真本を弘治十一年（一四九八）に兵部尚書彭沢が改定し、康熙六年（一六六七）に程以通の補輯を経たものであり、後者は汪孟沚・戴延明らの撰による嘉靖刻本である。これらの史料の成立年代からいえば、徽州からきた仇氏といえは、そのルーツは歙県王充にあるとの認識は、ふるくは元代からおそくとも明の嘉靖年間には確立していたといえよう。その証左となるのが『家乘』に収められる仇鉞の徽州知府・歙県知県あて書簡ならびに徽州知府張芹からの返書「徽州府尊復威寧侯書」である。仇鉞からの書簡には「自身は北方の武官ではあるが、徽州歙県が「先宗本源」の地である」との言辭がみえる<sup>⑯</sup>。通譜によつて江都籍と自称した仇鉞のこうした言は、江都仇氏のルーツは徽州歙県王充の仇氏であるという図式を逆手にとつたものといえようが、それが可能だったのは、そうした図式がひろく浸透していたからにはかなるまい。さらに注目すべきは、知府の張芹が返書をおくっていることである。張芹は正徳十一年（一五一六）から十四年（一五一九）まで、正徳十六年（一五二一）から嘉靖元年（一五二二）までの二度、徽州知府に在任しており、当該書簡は正徳十三年（一五一八）三月三日付となっている。武人の最高位たる侯爵にまでのぼりつめた人物への返書であるという点は考慮せねばならないものの、仇鉞と徽州知府とのあいだでこうした書

簡往復がおこなわれていたことは、仇鉞を徽州から揚州江都に移住した仇氏の後代だとみなす認識が当地の地方官にも共有されていたことを物語る。『万曆志』に仇鸞・仇鉞に関する記事がのこされた背景には、おそらくは以上のような状況が存在したのであろう。

① 『明史』卷百七十五、仇鉞傳

仇鉞、字廷威、饒原人。初以備卒、給事寧夏總兵府、大見信愛。

會都指揮僉事仇理卒、無嗣、遂令鉞襲其世職、爲寧夏前衛指揮同知。理、江都人、故鉞自稱江都仇氏。

② 『名山藏』卷七十六、臣林記二十一、嘉靖臣五、趙時春。

③ 千志嘉『明代軍戸世襲制度』（台湾学生書局、一九八七年）一四五—一四六頁。

④ 趙時春「逆鸞本末」

鉞卒于位、以茂之疾也、命鸞嗣侯。……〔仇鸞〕延譽公卿間、居崇文門內蘇州巷、儉如京官第。丙戌、時春登第、入史館讀書、歷刑部・兵部主事。凡鄉醜會、多與鸞聯席。又就其居謁昌。昌必款洽、遂談及饒原平泉事。平泉里近平涼。茂以語。鸞以爵承總旗、揚州籍也。惡余泄平泉語、而余不悟。

仇鉞の息子が病身のため孫の仇鸞が襲爵したという点については諸史料とも一致しているが、仇鉞の息子については諸説がある。右の記事では、本来の襲爵者すなわち仇鉞の嫡長子が仇茂で仇鸞はその息子、茂の兄弟かと思われる仇昌という関係になる。ところが『明史』仇鉞伝には、

子昌以病廢、孫鸞嗣侯。

とあるほか、楊廷和の手になる後掲「仇鉞墓誌銘」には、

子、男一人、恩。孫、男三人、鸞・鳳・鵬。恩以疾廢、鸞世公爵。

とあり、仇恩という名前が伝えられている。なお、後掲『明功臣襲封

底簿』の記述も墓誌銘と同様である。

⑤ 鈴木正「明代家丁考」（『史観』三七、一九五二年）三六・三八頁。

⑥ 前掲鈴木正「明代家丁考」三六頁。

⑦ 『実録』正徳十五年五月甲寅（二十七日）条

戚寧侯仇鉞卒。鉞、江都人。世職爲寧夏前衛指揮同知、以功陞指揮使。

仇鉞死去について『実録』では正徳十五年五月甲寅（二十七日）条と正徳十六年五月庚申（九日）条の双方に記事があり、校勘をおこなった黄彰健氏もこの点に関しては言及していない。仇鉞の原籍を記すのは前者のみであるが、後掲『明功臣襲封底簿』には、正徳十六年（一五二二）五月九日に病故したとあるほか、『明史』仇鉞傳にも、

世宗立、再起督三千營、掌前府事。未上卒、年五十七。

とあって、仇鉞の死は世宗即位後、すなわち正徳十六年（一五二二）四月以降のことであったとされている。

⑧ 楊廷和「仇鉞墓誌銘」

公諱鉞、姓仇氏、字廷威、揚州江都人也。高祖成、洪武初、從征有功、授揚州衛百戸。與倭賊戰、沒遼海中。官其子智、廣武衛指揮僉事、尋調寧夏前衛、與虜戰沒。公曾祖也。祖廉、都指揮僉事、寧夏副總兵。後亦以戰死。考諱理、都指揮僉事、協守寧夏東路。……弘治辛酉、公嗣世職。

引文中の「從征」とは、至正十五年（一三五五）三月の郭子興の死から明朝成立までのあいだに、みずから朱元璋のもとに投じて各地を

転載した軍士のことであり、明代軍戸の来源のひとつとなった。前掲于志嘉『明代軍戸世襲制度』二、三頁、参照。なお、明朝開國の功臣のひとりに安慶侯仇成がいる。彼は大都督府都督僉事にすすみ、洪武二十一年（一三八八）の死後、皖國公に追封されたが、揚州衛軍戸をさすけられ、倭寇との戦いで戦死したという事実は確認できない。松浦章・于志嘉・甘利弘樹の各氏が、それぞれ現存する衛選簿のリストを示しているが、これらによるかぎり、揚州衛の衛選簿も現存しないようである。松浦章「中国第一歴史檔案館所蔵『錦衣衛選簿』南京親軍衛」について（『滿族史研究通信』七、一九九五年）二七―三一頁、于志嘉「明檔の利用与明代衛所制度研究」（『大陸雜誌』九九・五、一九九九年）一九―二〇頁、甘利弘樹「明朝檔案を利用した研究の動向について——『中国明朝檔案總匯』刊行によせて——」（『滿族史研究』一、二〇〇二年）七七―七九頁、参照。

⑨ 寧夏慶府の安化王眞錡の乱については、前掲松本隆晴『明代北边防衛体制の研究』一六六―一七六頁、参照。

⑩ 「明功臣襲封底簿」

仇鉞、……原任副總兵鎮守寧夏地方、擒獲反賊安化王眞錡有功。

正德伍年捌月貳拾玖日、該兵部論功。……本年玖月拾肆日奉欽依、

仇鉞封威寧伯。……正德柒年、進封侯爵。……正德拾陸年伍月初

玖日病故。伊妻張氏奏稱、伊夫病故、嫡長男仇恩已成病疾、乞要

將嫡孫仇鸞襲爵。本年拾貳月貳拾捌日、本部題、奉聖旨、是。仇

鸞准襲伊祖侯爵。

⑪ 川越泰博『明代中国の軍制と政治』（國書刊行会、二〇〇一年）一三頁。

⑫ 前掲于志嘉『明代軍戸世襲制度』一七三頁。

⑬ 『寧夏前衛選簿』

年遼事。指揮同知壹員。永樂十四年七月、仇廉係寧夏前衛世襲

指揮僉事仇智嫡長男。父永樂十年、在塔灘山、踏看路道、不知下落、欽准襲職。天順六年四月、仇理係陝西都都指揮僉事仇廉男、襲伊父原職指揮僉事、註寧夏前衛。成化二年五月、寧夏前衛指揮僉事、陞指揮同知仇理。

仇廉から仇理への襲職については、『実録』天順六年四月庚寅（二十五日）条にも記事がある。

⑭ 前掲于志嘉『明代軍戸世襲制度』一七一頁。

⑮ 前掲于志嘉『明代軍戸世襲制度』一六七頁。

⑯ 『実録』正徳二年二月甲午（二十日）条・正徳五年四月丙午（二十一日）条・正徳五年九月乙卯（二日）条など。

⑰ 前掲『中国家譜総目』第一冊、三一五頁。

⑱ 『維揚甘棠仇氏重修宗譜』卷二、年表。

⑲ 仇邦玖「仇氏修譜原序」（乾隆四十六年春月下浣六日付）

予願、無如舊譜遺逸、難于考證、厥後訪諸故老、幸得聞由。我始

祖國明公、祖籍徽州。自元迄明、因倭警、兄弟五人避亂、循維揚

至江都、分縣甘泉・邵伯鎮。兵荒地荒、兄弟四人失散、止我始祖

國明公、循漕堤北約十里下坂東鄉白鶴塚仇家庄、胥定宅焉。

⑳ いずれも『徽州名族志』（全國圖書文獻縮微複製中心、二〇〇三年）

所収。

㉑ 白井佐知子『徽州商人の研究』（汲古書院、二〇〇五年）三一九、

三二一頁。

㉒ 『威寧侯寄徽州府尊書』（『家乘』所収）

生雖北方武夫、而此郡先宗本源之護。

『威寧侯寄徽州歙縣尊書』（『家乘』所収）

生雖守官北方、而此邑實先宗本源之地。舊邦有良宰、詎不亦欲躍

乎。

㉓ 嘉靖『徽州府志』卷四、郡縣職官志、國朝、知府。

二、仇夢台「與黃鏡予先生辯志書」と『天啓志』の編纂

仇鸞を立伝する『万曆志』は万曆三十七年（一六〇九）になった歙県初の県志である。ときの知県は張濤、主纂者は謝陞である。<sup>①</sup>『万曆志』編纂の大部分をとりしきつたとされるのは謝陞であり、字は少連、歙県開黄里の人で、わかいころは科挙にむけて勉強するも、長ずるにおよんでこれを放棄し、ひろく諸書に精通したという。とくに史学にすぐれ、その才は文壇の大御所たる王世貞・汪道昆・李維禎にも評価されるほどであった。そのことを示す著作のひとつが『季漢書』であり、魏を正統とする陳寿の『三国志』が『春秋』の大義をうしなっているとして、蜀をもつて漢とし、魏・呉を世家とする立場から書かれている。彼が『万曆志』編纂に参画したのも、県志編纂について諮った郷紳たちからこの『季漢書』の評判をきいた知県張濤の招請によるものであった。<sup>②</sup>

『万曆志』の仇鸞伝は載記巻一に「國愍」として立てられている。『書經』康誥に「元惡大愍、矧惟不孝不友」とみえるが、この前四字について、孔穎達の疏に「骨肉に非ざるの人、大惡を爲さば、猶尚人の大いに之を惡む所と爲るがごとし」とあり、「愍」字は「惡」字と同義に解されている。したがって「國愍」の語も、國家に害をなした悪者との意に解してよからう。仇鸞とともに『万曆志』同巻に立伝されているのが「唐寇」として黄巢、「宋寇」に方臘、そして「鳥寇」に倭寇の首領として知られる王直であり、そもそも仇鸞伝の書きだしからして、

仇鸞、蜂目豺聲、蝟鬚鴟吻なり。初めて草より起つ時、祖鉞、方に宴客す。聲、外庭を振わせば、亟かに往きて之を視、乃ち詫びて曰く、是れ兒の吾が封を拓かざれば、則ち吾が族を赤ほすなり。疑うらくは擧ぐることを勿かれと欲すか、と。子の筵にして貴壽の骨に非ざるに因ればなり。且れ諸賓の酒を擧げて賀せば、遂に強いて之を擧げ、困りて鸞と名づけ、祥卿と字して、乃ち曰く、願わくは汝、祥鸞と爲り、泉鏡と爲ること勿かれ、と。

となつているところにも、仇鸞に対する書き手の評価は端的に示されている。「蜂目」・「豺聲」はいずれも凶暴かつ残忍

な者の容貌・声色をいう語。「蝟髭」すなわちハリネズミのようなひげというのも威厳ないし憤怒のさまをあらわす。「鷗」はフクロウのことで、ずるがしこく凶悪なることをいう「鷗目虎吻」なる語がある。仇鸞のひととなりを表現するのに凶悪・奸狼を意味するありたけの語をならべたかの観があるが、その上さらに仇鸞の出生時のエピソードを挿入することで、そのイメージをより強調している。あたりをふるわす泣き声に、宴会を中座してかけつけた祖父仇鉞をして「わが子はおおいに家をおこすのでなければ、わが一族をほろぼすだろ」という句を想起させ、抱きあげるのをためらわせるほどひよわで不吉な骨相であった。鸞という諱・祥卿という字にも、伝説上の瑞鳥である「祥鸞」のようになれ、父母を食い殺してしまうという「梟獍」のようにはなってくれるなという仇鉞のねがいがこめられていたという。以上からあきらかなように、『万曆志』の仇鸞伝も、ほかのおおくの史料と同様、武人としてのしあがり、最期は叛逆者として誅戮されたというマイナスイメージを全面的に踏襲するものである。

本稿冒頭で紹介した「與黄鏡予先生辯志書」は、こうした記述に真つ向から異をとなえる。すでに述べたとおり、その書き手は仇夢台なる人物である。彼がいかなる人物かということは、この書簡を読みとく重要な鍵となるが、行論の都合上、その点については次章にまわす。本章では、まず当該書簡の内容をみた上で、それがいかなる背景のもとで書かれたのかという点についてさぐっていくこととしたい。

書簡は「台臺」すなわち受信者たる「黄鏡予先生」が撰したという「辯誌公言」なる文章のことからはじまる。仇夢台によれば、そこで示された指摘・批判は「貪夫の隠奸」つまり謝陞が『万曆志』の記述にひそませた奸悪を直截につくものであったため、おおいに歎人の「公憤」をはらしたのであり、彼自身もおどろ出さんばかりによるこんだという。さらに「辯誌公言」中「ここで指摘しつくせない問題もさがし出せようが、それは執筆者にまつ」とあるのも、黄の大公のあらわれだと称賛する。その上で仇夢台は、黄の言を受けて、謝陞が書いた記事のうち自家にかかわるものについて一二のあやまりを指摘したので、至急ご覧いただきたいと述べて本題に入っている<sup>④</sup>。



仇夢台が指摘しているのは、おおきく三点である。ひとつは『万曆志』考卷五、氏族考のなかで、始祖の仇懸が「遺孤」すなわち孤児とされていることである。当該卷では歙県の諸氏族のルーツについて、

其れ或<sup>ある</sup>は山水の人を宦游に留むるもて、寓公の想を興し、……抑或<sup>は</sup>遺孤の返る莫く、羈旅の歸るを忘る。

と述べられているが、仇夢台は、仇懸が元のとときの徽州路総管で嘉義大夫にすんだことは『徽州府志』・『新安名族志』にも記されており、右の謝陞の言に照らしても「寓公」とすべきであるにもかかわらず「遺孤」としたのは、謝陞が私心により仇家を不当におとしめたものだという<sup>⑤</sup>。

二点目は、やはり族人の仇誥が「掾史」と記されていることである。仇誥の名は『万曆志』表卷三、掾史、縣佐にみえるが、仇夢台によれば、仇誥は庠生（地方学の生員）から国子監に入り、桐鄉県（現、浙江省桐鄉市）の県丞になったのだから、『万曆志』同卷に立てられている「貲級」つまり捐官の項に入れるべきだと述べている<sup>⑥</sup>。

仇夢台がもつとも言を費やしているのが三点目の仇鸞に関することである。いわく、仇鸞は文武にすぐれ、帝命によって詩文をつくれればつねに帝の意にかなうなど、けっして武勇一本槍の人物ではなかった。用兵には奇策をこのみ、モンゴルを討つてこれをことごとく殲滅した。そのため世宗から二顆の玉印を賜るなど特別な眷顧を受けたのである。仇鸞の失脚は彼と対立した錦衣衛都督陸炳の讒言によるのであって、仇鸞が謀叛をくだでたとする陸炳の誣告に対し、官僚たちは誰もが冤罪だと知ってはいたものの、陸炳のあまりの権勢のゆえに公論を伸ばすことができなかつた。仇鸞に着せられた罪状は「重賄によつてモンゴルと私通し、實際以上の功を得ようとした」ということのみである。しかし、そもそもモンゴルと対峙する将軍が秘密裏にスパイをはなつて敵情をさぐるというのは、かくしだてすることなく普通におこなわれており、これをもつて「モンゴルとつうじた」とはともいえない。こうして得た功績が不当だということのなら、なにも軍功をあげなければよいとでもいうのか。にもかかわらず謝陞は陸炳の誣告を鵜呑みにして「モンゴルとつうじた」と書いた。謝陞が自任するごとく『春秋』の義に精通しているというのなら、功績を称揚して過誤を指摘し、冤枉をはらして是

非をあきらかにすべきである。よしんばそれがかなわないのなら、名声・爵位を記さなければよいだけのこと。それなのに情実をしらべもせず、漫然と「國愍」として立伝するなどということがあろうか、と仇夢台は謝陞の非を鳴らしている。<sup>⑦</sup>

つづいて仇夢台は、仇鸞伝の具体的な記述について逐一反駁していく。とくに興味ぶかいのは、さきに引用した仇鸞の容貌と出生とにまつわるエピソードについて、

又云えらく、鸞は蜂目蝟鬚にて、鉞は預め其の必ず敗るべきを知り、困りて鸞を以て命名し、且に其の祥鸞と爲るを期さんとす、と。夫れ生家の先達、諱一卿なる者、躬ら鸞と與に遊ぶ者なり。生等、毎に従いて鸞の事を詢えば、第だ稱すらく、其の方面大耳、虎頭燕頰なること、眞に將種たるを失わず、と。陞の言の若きは、何れの所より聞きて來たるやを識らず。

と述べていることである。「方面大耳」は富貴の相、「虎頭燕頰」も容貌に威嚴があつて万里封侯の相なることをいい、仇鸞が威風あふれる立派な將軍であつたと反論しているわけである。みずからが伝え聞いたところを具体的に示して反論しているのもさることながら、仇夢台が話を聞いた仇一卿なる人物が仇鸞と直接の交遊があつたとされていることに、とくに注意をうながしておきたい。

このように批判と反駁とをならべた末に、仇夢台は、以上のことはすべて自家のみにかかわることであるが、自分たちは決して私心から請うているのではなく、さいわいにも公論によつてすべて吐露する機会を得たので、唐突ながらも実情を申し述べたとし、さらに、

且つ計るに、新令君政に蒞むに、台臺は必ずや邑中の縮紳先生より諸文學に及ぶまでを率い、相與に奸を發き、重修實錄すべし、と。爾の時、乞うらくは生等を呈末に附し、一たび明庭の上に發舒するを得しめば、幸甚なり。

と書簡をむすんでいる。「黄鏡予先生」なる人物を歙県の郷紳・生員層をリードし、梟志の重修にも影響をおよぼしうる存在とみなす仇夢台の認識が読みとれるとともに、この書簡が書かれたころとほぼ時をおなじくして、あらたな知梟が赴

任したことが知られる。

以上からまず読みとれるのは、自家の先祖にかかわる不当な記述をあらためようとする意図と、そうした記述をのこした謝陞への強烈な非難とである。ただ、それと同時に注目したいのは、仇氏一家にとどまらず、歙県という県レヴェルで展開していた動きをうかがわせる記述である。たとえば「辯誌公言」で謝陞の奸をあきらかにしたことが歙人の「公憤」をはらしたというのだから、文字どおりに解せば、仇夢台が述べていたような謝陞への不満は歙県一県の範囲で共有されていたことになる。また、書簡の受信者たる「黄鏡予先生」に対して仇夢台は、歙県の郷紳・生員層をひきいて謝陞の奸をあかるみに出し、「重修実録」せんことを期待していた。文脈からして謝陞が書いたものを再度編纂するというのだから、あきらかにこれは県志の重修をさすであろう。仇夢台が新知県の赴任にふれていたことも、そのことを裏書きする。してみると、この「與黄鏡予先生辯志書」なる書簡は、『万曆志』につぐ歙県志すなわち『天啓志』編纂にむけた動きのなかで書かれたということになる。

『天啓志』は全三十六卷、安徽省図書館に残本が伝わる。⑨ ときの知県戴東旻が撰した序文に、天啓三年（一六二三）二月に編纂がはじまり、翌年九月に完成をみたというから、万曆三十七年（一六〇九）年の『万曆志』完成からわずか十四年でつぎの県志編纂がはじまったことになる。『万曆志』刊行から『天啓志』編纂に至る事情については、唐暉「歙志序」にくわしい。唐暉もまた歙人で、万曆三十八年（一六〇一）進士。湖広武昌府（現、湖北省武漢市）・河南開封府（現、河南省開封市）の推官を経て吏部稽勲司郎中となったが、魏忠賢にたてついたために官身分を剝奪され、天啓年間（一六二一、一六二七）のうちは野にあった。のちに崇禎帝の即位にともない官界に復帰、湖広巡撫にまですすんでいる。⑩

唐暉はまず『万曆志』にまつわる状況をつぎのように伝えている。知県張濤は鋭然と県志編纂を決意するも、編纂開始からいくばくもなくして中央に召喚され、わずか三か月で完成させねばならない状況になった。そのため、しかるべき能文の士の力を借りざるをえなかったが、謝陞は張濤の意にそうことができなかつた。本来、記録されるべき德行・品格の

人士についてはおおくを記載せず、逆に志怪・雑録の類ばかりを書きのこしたため、できあがった『万曆志』は「咲柄に資す」すなわち、ひとびとのお笑い草になってしまったという。こうした事態に歙人がおどろきうろたえるなか、「民部鏡予先生」が「辨誌公言」を著して道理・法度をあきらかにし、人物の評価も正した。これにより「歙には志有るも志無し」つまり実質的に『万曆志』はないも同然のものと目されるに至ったのである。知県張濤も離任にあたって、最初の県志が不十分なものとなったがゆえに批判がよせられたことについては恐縮して失意を感じる一方で、後人に期すところもあつたという。

唐暉はつづけて『天啓志』重修に至る経緯を述べる。張濤の離任から数年ののち戴東旻が知県として赴任し、関係資料の収集に着手した。戴は『春秋』をもって科挙に合格した人物であり、その知は難解な意味をも理解し、文を書けばはつきりと書くのがむずかしい事情をも表現することができた。それゆえ歙県の生員・紳士たちは彼に県志重修をとりしきりよう依頼したのである。やはり歙人で、当時、服喪のために職をはなれていた畢懋康（号、東郊）が補佐する形で編纂作業がはじまるも、天啓四年（一六二四）二月、畢懋康が郎陽巡撫に起用されたため、懋康の族兄である畢懋良（号、見素）のほか、江秉謙（号、瞻城）・汪応元（号、洲魁）および唐暉が作業を継続した。

唐暉の序文は『万曆志』編纂の内実や歙人の受けとめ方、そして『天啓志』重修の経緯など、いくつかの興味ぶかい事実を伝えてくれる。そもそも『万曆志』は知県張濤の突然の離任によって倉卒のうちに完成させねばならないという状況のもとで編纂されたのであり、そうした事情もあつて在野の士である謝陞が中心的な役割をになうことになった。そうしてできた『万曆志』に対する「咲柄に資す」あるいは「歙には志有るも志無し」といったいい方は、歙人の不満がいかにつよいものであつたかを如実に伝えている。こうしたなかで『天啓志』が編纂されることになるわけだが、その過程で重要な意味をもつたのが、仇夢台も言及していた「民部鏡予先生」の「辨（辨）誌公言」であつた。万曆から天啓にかけての歙県籍の進士で、戸部に在職した黄姓の人物をさがすと、万曆十七年（一五八九）進士に黄全初なる者がおり、号が鏡

宇、南京戸部郎中にまですんでいるのが確認できる。許承堯『歙事閑譚』巻一、歙縣志には歴代の歙県志編纂にかかわった者の氏名が列挙されているが、ここに黄全初の名はみいだせない。しかし、万曆・天啓の両県志編纂にかかわった者として黄願素なる人物が記されている。黄願素は万曆四十七年（一六一九）の進士で全初の子、仇夢台および知県戴東旻とは同年の進士であった。<sup>⑬</sup>万曆十七年（一五八九）という黄全初の進士及第年からすれば、仇夢台が述べていたように、『天啓志』編纂開始直前の時点で歙県の生員・郷神をリードして新知県の戴東旻に県志重修をはたらきかける立場、かつ仇夢台・唐暉から「先生」と敬称される立場にあったというのは、十分になりたつ話であろう。「辯（辨）誌公言」の登場によって『万曆志』がないも同然のようになってしまったという唐暉のことばも、黄全初の言が県志をこえる権威あるものとして受けとめられたことの裏づけとなる。「宇」と「予」が同音であることも考えれば、「辯誌公言」の作者、そして仇夢台の書簡の受信者たる「黄鏡予先生」は黄全初とみてよさそうである。「辯誌公言」の内容がどのようなもので、それが『万曆志』から『天啓志』へと至るプロセスのなかで具体的にいかなる意味をもったのか、そのテキストを目にすることがかなわぬ現状では、これ以上のことをつまびらかにしえないが、いずれにせよ『万曆志』に対する歙人の根柢よい不満が存在し、それにおされる形で『天啓志』が編纂されたこと、こうした県レヴェルで展開する動きのなかで仇夢台「與黄鏡予先生辯志書」も書かれたこと、以上によってあきらかである。

それにしても、先祖をあしざまに書かれた仇夢台はともかく、「歙には志有るも志無し」というように、さきの県志を全否定するような言辞が、そのわずか十数年後の県志の序文として記されるというのは、よほどのこととすべきであろう。地方志編纂がひとえに郷紳層の主導によっておこなわれたこと、そこで重要だったのは、父祖が地方志に記載されることにより自身が立派な家門の出身であると公的に示すにあったこと、それゆえ「志は有褒無貶」なる語すら存在し、地方志にとりあげる人物をめぐるは往々にして猛烈な運動が展開されたこと、いずれも先行研究があきらかにしている。<sup>⑭</sup>謝陞の『万曆志』を「隱徳孤芳、多く挂漏する所あり」とする一方、黄鏡予の「辯誌公言」が「道法を章らかにし、褒譏

を正すこと、亦既に日星より炳らか<sup>あき</sup>」だとした唐暉の言も、『万曆志』に記載されなかったことを不満に思うおおくの郷紳の存在をうかがわせるし、そもそも「國愍」なる伝を立てることじたい「有褒無貶」といわれた地方志の一般的なあり方とは一線を画したものとさえいえる。ただ、逆から考えると、『万曆志』のそうした点にこそ、科擧及第・官界への道を放棄し、野にあつて諸学をおさめ、その史学の才をかわれて県志編纂にもかかわった謝陞の見識をむしろみるべきなのかもしれない。撰者名を記さないが、おそらく謝陞が書いたとみられる「歙志草創自序」には、執筆を引きうけた謝陞が城隍廟の跡地にあたる察院で「すこしでも私心にひきずられるようなことがあれば、天罰をくだされよ」と祈りをささげたのち、門をとぎして知人との交際を絶ち、知県の指示どおり天の道・春秋の法をもつて執筆したと述べられ、歙人は彼がすがたを消したことを不審に思つて詮索したけれども、結局その意図をはかりかね、なすすべがなかったと記されている<sup>⑩</sup>。凡例の第一条でも、地方志は実のないきまりきつた美麗句ばかりだと批判した上で、みずからはそれらを一切もちいず、詳細に書くべきことはどれほどなくなつてもかまわないが、省略すべきは略し、書くに値しないことは書かないと表明しているのも、当時の一般的なあり方を漫然と踏襲するのではなく、あくまで独自の見識にもとづいて執筆しようという謝陞の姿勢を示唆する。

当然のことながら、そうした姿勢はかならずしも郷紳層一般に受け容れられるものではなかっただろうし、またそうであるがゆえに、謝陞が一介の在野の文士でしかなかったことは、彼らの不満をいっそうつよめるとともに、そのはげ口もなつたのではないか。唐暉が謝陞をさすのにもちいている「揆藻之士」の語には、たんに文章をよくするだけの人士というニュアンスがかぎとれるほか、謝陞の事跡を伝えるいくつかのエピソードが、いわば士大夫のあるべきあり方からどこかはずれた人物として彼を語っていることも、在野の士であるがゆえに謝陞にそそがれたひやかな視線を示唆するようにも思われる。

ひるがえつて『天啓志』編纂に関連して名前が出てきた黄全初・黄願素父子や畢懋康・畢懋良・江秉謙・汪応元・唐暉

そして仇夢台はみな進士であった。とりわけ仇夢台についていえば、歴代歙県志の選挙志によるかぎり、彼以前に王充仇氏から進士は出ていない。『順治志』所収の仇夢台の伝記には、彼がはじめて宗祠を建設して一族の結束をはかり、姻戚や朋友にも便宜をはかることすくなくなかったと伝えられる。一族ではじめて進士となり、郷紳として県志編纂にも関与しうる立場を得るとともに、一族をもちたてていこうとする仇夢台にとって、先祖を不当におとしめる記述をのこすばかりか、国家の大悪人として仇鸞を記す「國愍」なる伝記まで立てられては、謝陞への不満・いきどおりも人一倍であったらうこと、これまた想像にあまりあるものがある。

① 許承堯『歙事閑證』卷一、歙縣志。許承堯（一八七四—一九四六）、字は際唐、号は疑庵、歙西唐模の人。光緒三十年（一九〇四）の進士。

② 『順治志』卷十一、人物志、隱逸、明

謝陞、字少連、開黃里人。少攻學子業、長輒棄去、博綜典籍、尤精史學、爲王弇州・汪太函・李大泌所推。嘗以陳壽三國志失春秋大義、更爲季漢書、以蜀爲漢、以吳・魏爲世家。……萬曆己酉、張澍令歙、始創歙志、多陞裁焉。

張澍『草創歙志序』（『万曆志』所収）

不佞乃謀之薦紳先生、博士弟子而言志事曰、於此之鄉、誰爲季漢書。其人者持議千載、斷不少假。詎當吾世而令之家置喙。薦紳先生輩具以少連對。不佞喜得良史、詎日關館延致之、遂與言志。

③ 出典は『三國志』卷六十四、吳書十九、諸葛恪伝、諸葛恪は三國吳の人のちの徽州にあたる丹楊の山中の民が勇猛果敢だというので、衆の反対をおしきって、この地に官となり、三年で甲士四万を得んことを請うたところ、これを耳にした恪の父の瑾は、

恪父瑾聞之、亦以事終不連、歎曰、恪不大興吾家、將大赤吾族也。と嘆じたという。

④ 仇夢台「與黃鏡子先生辯誌書」

生等莊誦台臺所撰辯誌公言。其中攻刺參駁、直窮貪夫之隱奸、舒邑人之公憤、生等不勝踴躍之至。又按、末簡有云、中有未盡之弊、不妨搜出、以俟秉筆者。此猶台臺大公之盛典也。生等祇承明教、謹將謝陞所誌築家事、摘其二謬戾者、款陳台端、仰求電覽。

⑤ 仇夢台「與黃鏡子先生辯誌書」

一、始祖仇懸、又名大都、元時爲徽州路總管、晉階嘉議大夫、事載郡誌、子姓留住於歙之西王充、則仇氏所自始也。考新安名族誌、其敘仇姓、固在前列。即據陞所敘氏族之例、仇亦當爲厲公、乃抑而擯於遺孤。夫寒家必非以厲公爲寵榮、以遺孤爲侮辱、但陞既有意抑之者、則亦必有意伸之者、即此足窺其私矣。

嘉靖『徽州府志』卷四、郡縣職官志、元、治中には、仇鉉。奉議大夫。至元中任。

とあり、前掲『新安名族志』後巻の仇氏の項にも、

欽、王充、在邑西二十里。元嘉議大夫。徽州路總管府諱鉉者、始遷于此、生八子。

とみえる。

⑥ 仇夢台「與黃鏡子先生辯誌書」

一、族人仇誥、由庠生援例入監、遷授桐鄉縣丞、所當錄入紫級之

科者。今乃瀝于掾史、疏謬若此、何得漫撰外史之筆。  
光緒「桐鄉縣志」卷八、官師志上、文職官表、縣丞には、

とある。

⑦ 仇夢台「與黃鏡予先生辯誌書」

一、族人仇鸞、襲祖仇鉞威寧侯封爵。鸞擅武材、兼通文翰、每奉旨應制撰詞、輒當上意、蓋非徒悍然一勇夫也。其用兵喜奇、其職如撥。世廟寵異之、賜玉圖書印記二、一曰翔卿、一曰朕所重惟卿一人、褒殊勳、示特眷也。禍因同朝陸炳寵異、鸞並兩不相下、而鸞又往往有意傲炳。炳脚之、計圖傾鸞、屠毒匪朝夕矣。適鸞死、遂譴以謀逆、舉朝悉知其冤、特以奸焰甚熾、公論難伸。及考其所指、實祇謂鸞以重賄勾倖倖功。不思備之家、密構間謀、以巧偵情、乃公行而不諱者、何云勾。有功而輒曰倖、將碌碌無功、可乎。乃炳執此爲通。陸亦信此爲通。爾。實若是尚欲自處于春秋耶。陸如以春秋自處、謂宜揭其功、摘其過、原其枉、令是是非非、昭如秉鑑。即不然、削其名爵不載、亦足矣。何乃不究情實、漫題以國愆耶。

⑧ 仇夢台「與黃鏡予先生辯誌書」

■は空格を示す。あきらかに「虜」字を避けている。  
凡此皆寒家一姓事、生等非敢以私請也。第念幸逢公論招揭之會、正隱微咸得吐露之時、以故恭詣臺下、唐突陳情、伏惟慈察。

⑨ 三十六卷のうち、卷二十から卷二十二および卷三十から卷三十四を欠く。ちなみに仇鉞・仇鸞について、卷十五、人物志一、激烈に閔連の記事は確認できない。また目録から、欠巻の卷二十二が人物志八、材武であったことが知られる。

⑩ 戴東受「欲志序」(「天啓志」所収)

書始於癸亥二月、以甲子九月竣事、凡三十六卷。

⑪ 金声「金太史集」卷八、唐中丞傳。  
⑫ 唐暉「欲志序」(「天啓志」所収)

先是、給諫張君來令余邑、銳然爲志事謀。然操牘未久、旋復內召、書成期以三月、不能無藉葛異、而揆深之士、無能善承張君之指。以是隱德孤芳、多所挂漏、而齊諧雜俎、反得闖入其中、以資咲柄。邑人相與錯愕、而民部鏡予先生爲著辨志公論、以章道法、正褒譏、亦既炳于日星、則欲有志而無志也。張君瀕行、復自以草創弗賅、羣喙益起、卽然若有所失、復皇皇然如有所得。

引文中の葛異は後漢梁國寧陵(現、河南省寧陵県)の人で、「後漢書」卷八上上に立伝されている。文記(官府の文書)作成にすぐれ、「太平御覽」卷四百九十六、人事部百三十七、讒下に、邯鄲氏笑林曰、桓帝時、有人辟公府掾者、僭人作奏記。文人不能爲作、因語曰、梁國葛異者、先善爲記文。自可寫用、不煩更作。遂從人言、寫記文、不去異名姓。府公驚不答而罷歸。故時人語曰、作奏難工、宜去葛異。

というエピソードが伝えられる。おなじく「揆藻」とは文辭が典麗なること意。

⑬ 「萬曆己未會試錄」により、戴東受の治経(受験科目である五経)が「春秋」であったと確認できる。

⑭ 「明史」卷二百四十二、畢懋康傳

……改按山東、擢順天府丞。以憂去。天啓四年、起右僉都御史、撫治鄆陽。

⑮ および「実録」天啓四年二月丙午(二十二日)条。

唐暉「欲志序」(「天啓志」所収)  
……更若干年、而令君戴侯惠然臨落、討章章而搜逸簡。且也起家麟經、智足以通難知之意、文足以發難顯之情。諸矜紳遂以志事、請侯董之。中丞畢公東郊翼之、編次論列、爰始其事。而中丞有郎



陽之命、未遑底績。會少司徒畢公見素・侍御江公瞻城・奉常汪公  
淵冕以及不佞、相與抵掌志事。

①⑥ 『天啓志』卷十三、選舉志二、進士、國朝

〔萬曆〕十七年己丑科。……黃金初、字性甫、黃村人。戸部郎中。  
有傳。

顧起元「鏡宇先生傳」〔巔真草堂集〕卷二十五

先生黃氏、諱全初、字性甫。鏡宇其所自號也。……戊子舉於鄉、  
明年成進士。……久之以季安人憂歸里、服闋再補北雍、已遷南戸  
部主事、司充典庫。……久之管員外郎・郎中、出督杭之北新關。

①⑦ 『天啓志』卷十三、選舉志二、進士、國朝

〔萬曆〕四十七年己未科。黃願素、字行可、全初子。見任撫州推  
官。仇夢台、字泰符、王充人。見任長垣知縣。

①⑧ 井上進「書林の眺望——伝統中国の書物世界——」〔平凡社、二〇  
〇六年〕三三三—三三四頁。

①⑨ 撰者不明「欲志草創自序」〔万曆志〕所収

小子退而就局。在新察院、乃城隍廟舊基也、虔心密禱、不顯大神  
寔式臨之、一私少狗、則降之罰。……於是、杜門閉影、遙謝知交。  
大夫揭示用天之道、以春秋法從事。閩邑之人始而詫、既而搖尋而  
求、終而不知所測、彼此付之無可奈何。數月告成。

②① 『万曆志』凡例

凡志浮套甚多、每條必具首尾、然皆套語、……殊爲可厭。創者一  
槩不用。當詳則詳、不妨滔莽長篇。當略則略、不嫌寂寥短簡。如  
無所建明、則一語不下、亦不爲缺。

②② 欽臬槐塘の人で、乾隆十九年（一七五四）に進士に及第したのち、  
湖北嘉魚県知臬・安徽鳳陽府教授を歴任した程璜（号、読山）の詩集

〔兩窗絕句〕（中国国家図書館藏清鈔本。「乾隆辛巳五月下旬」付自序  
がある）には、謝陞の『季漢書』にまつわる七言絶句が収められてい  
る。その詩注に、

謝陞、字少連、邑之汪邗人。明末舉人。嘗客白下魏國公所、病陳  
壽三國志尊魏之譏、作季漢書。書成日、魏公徵白下才士及名妓各  
百人、宴于秦淮、諸人以次爲壽。宴三日、乃奉千金爲潤筆。亦文  
人韻事也。

とあり、『季漢書』完成時、謝陞のバトロンであった魏國公が南京の  
才士・名妓をあつめて秦淮河で三日間の祝宴をはった上、千金もの報  
酬を謝陞にあたえたと伝えられている。程璜は謝陞が華人であったと  
するが、彼の郷試合格を確認することはできない。いまひとつ、汪道  
昆「送胡元瑞東歸記」〔太函集〕卷七十七）は、汪のもとをたずねて  
きた胡應麟（字、元瑞）をおくる際に書かれたものだが、その舟旅に  
は謝陞も同行していたらしい。汪道昆はこのときのことを

客皆由筏入舟、分曹雜坐。鼓吹乘桴前導、各命一澗載酒從之。  
……席地無茵、作盤旋舞、少連偃臥、各持白挺扶之。……少連嘔  
夢中、不自知其及於扶也。

と記しており、舟中みなで痛飲したところ、酔いつぶれてしまった謝  
陞は、棒でなぐられたのも気づかぬほどであった。呉晗「胡應麟年  
譜」〔常君実編「吳晗全集」中国人民大学出版社、二〇〇九年、第一  
卷、所収。原載は『清華學報』九一—一九三四年〕四二五頁による  
と、胡應麟が汪道昆のもとをたずねたのは万曆十九年（一五九一）で、  
胡が去るとき汪は「輕舸もて餞送すること數百里」であったという。

②③ 『順治志』卷十、人物志、才猷、明、仇夢台

……勗建宗祠、以政族屬。三郟之姻、朋舊之好、多所周瞻扶拯。

### 三・商人の人脈

「與黄鏡予先生辯志書」の背景に注目した前章につづき、本章では書き手である仇夢台そのひとに焦点をあてる。そのめざすところは、仇夢台なる人物をつうじて仇鸞の周辺に商人の人脈が存在したことをあきらかにするにある。

仇夢台の伝記でもっとも詳細なものは、管見のかぎり『順治志』巻十に収められるものである。仇夢台、字は泰符、号は貞素。万曆四十三年（乙卯・一六二五）に郷試に合格、同四十七年（己未・一六一九）に進士及第をはたした。初任は北直隸順德府平郷県（現、河北省邢台市の属）の知県であり、天啓二年（一六三二）におきた山東徐鴻儒の乱に際して、その勢力がせまっていた北直隸の大名府長垣県（現、河北省邯鄲市の属）知県にうつった。彼の措置が功を奏し、長垣は反乱勢力の攻撃をまぬかれたという。勤務評定でたかい評価を得た彼は御史のポストを望んだが、恬淡としてコネづくりを奔走するような人物でなかったため、戸部に起用された。最終的には戸部主事にまですみ、在職中に卒している。<sup>①</sup>

本稿の関心から注目したいのは、仇夢台の科挙受験に関することである。本籍地が歙県であるから、天啓以降の歙県志に記事があるのは当然なのだが、そのほか康熙『兩淮鹽法志』にも彼の進士及第について記載されているのである。<sup>②</sup>このことはすなわち、仇夢台が兩淮運塩司所轄の枠で科挙を受験したこと、しかも本籍地とは異なる場所であることから、とくに商人の子弟を対象として、本来受験すべき本籍地ではなく流寓地での受験を認める商籍によって受験したことを意味する。

いわゆる商籍については先行研究でもすくなくからず論じられているが、ここではいくつか史料を補充しつつ兩淮における商籍についてふれておきたい。明代に六あった都転運塩司のうち、仇夢台が受験した万曆末年までの時点で運学Ⅱ運司所轄の儒学を有したのは河東運司のみであり、<sup>③</sup>兩淮には存在しなかった。運学を有するということは、当該運司独自の生員枠を有することであり、兩淮運司においてもその設置がたびたびもとめられていた。嘉靖『兩淮鹽法志』には、弘治七

年（一四九四）に運使同知となり、同九年（一四九六）に運使に昇格した畢亨「請建運學呈文」ならびに嘉靖二十八年（一五四九）に運使となった陳暹「立運學以育遺才議」が収録され、いずれも河東運司にならって兩淮でも運學を設置するようもとめている<sup>④</sup>。ただ、これらも結局は建議の段階でおわったようで、康熙『兩淮鹽法志』卷二十七所収の雷士俊「增建兩淮運學議」には、崇禎五年（一六三二）に塩政を代行した巡按御史の史堃が運學設置を奏請し、いったんは帝の裁可を受けたものの、山西・陝西商人の反対もあつて、史堃の離任によつて沙汰やみになったとある。つまり史堃が建議をおこなつた崇禎五年（一六三二）時点においても、兩淮では依然として運學設置をみなかつたのである。

しかしながら兩淮では、運司の管轄下において商人・竈戸の子弟を淮安・揚州二府の府州県学に附入させるという措置がとられ、これによつて商竈の子弟には一般の民戸とは別のルートで生員となる道がひらかれていた。万暦年間、淮揚二府の府州県学に附入させる生員の額が独自に設定されたことは、先行研究であきらかにされているが、府州県学への附入という方式そのものは、それ以前から存在していた。嘉靖『兩淮鹽法志』によれば、弘治十二年（一四九九）、御史史戴徳が、商竈の子弟のうち八歳から十二歳までの者については優秀な者を選抜して社学におなじく十三歳から十八歳までの者については試験をおこなつた上で運司にそれぞれおくつて読書させること、今後、社学で進歩のあつた者は運司に、運司で進歩があつた者は提学官ないし府州県におくり、適宜、生員にあてて郷試にそなへさせるべきこと、の二点を指示した<sup>⑦</sup>。これに対して運司は、運司において商人の子弟を、通州・泰州・淮安の三分司が竈民の子弟をそれぞれ選抜する一方、商人の子弟育成のために運司が書院を設立し、三分司には社学を整備させると回答している。これらの書院・社学について、嘉靖『兩淮鹽法志』卷十、官蹟志十一にみえる史戴徳の伝に、

嘗て正誼書院を建て、及び廣く諸場の社學を立て、商・竈の子弟をして、咸奮起するを知らしむ。一時の風教、之が爲に聿に興る。

とあり、ひとまずは史戴徳の通達・運司の回答どおりに設立されたとみてよい。つまり、もっぱら商人の子弟について、運司所轄の書院における読書・選抜を経て府州県学の生員の資格を得るといふ方式は、すでに弘治年間（一四八八―一五〇

五)には存在していたわけである。

以上、いささか煩冗ながら商籍について述べたが、仇夢台の科筆合格が『兩淮鹽法志』に記されていることから、すくなくとも仇夢台自身は商人の家——しかも徽州歙県を本籍地とし、兩淮地区に寄寓していた典型的な新安商人——の出であったと考えられる。そして、前掲『順治志』所収の伝記には、そうした出自が彼の官僚としての事跡にも影響をおよぼしたことをうかがわせるような記述も散見される。たとえば、彼の最後の任となった戸部主事任職時のことについて、

未だ幾ならずして、奉じて山海に差し、清江の儲に差し、兼ねて淮税を榷す。台、蝸蠱を櫪<sup>と</sup>き、嚇役を革<sup>あたら</sup>むるを爲す。利弊を咨諏し、新舊を參して存減を酌<sup>はか</sup>り、收兌は惟だ一のみにして、驗放も惟だ時のみにせば、舟は行くを留めず。木榜を立てて著して令と爲さしめ、兩載にて足額し、餘溢は悉く解<sup>む</sup>りて邊を佐<sup>な</sup>く。台、是より積勞力疾し、代わるを請うも可ならず、官邸に卒す。淮を環<sup>めぐ</sup>るの浦、之が爲に市を罷<sup>と</sup>む。

とある。天啓五年(一六二五)七月、山海関におくる撫夷銀を發給するため、戸部山西司主事の仇夢台を派遣したことが『実録』⑨にみえ、光緒『淮關統志』卷八には、彼が常盈倉戸部分司に在職していたことが記されている。常盈倉は漕糧轉輸のために淮安府に設けられた倉で、府下の清江浦にあり、戸部分司を置いて管理にあたらせていた。⑩また、大運河の要衝地である淮安には鈔関がおかれ、船舶への課税がおこなわれたが、その監収にあたったのも中央から派遣された御史および戸部主事であった。⑪赴任した仇夢台は、不正をはたらく衙役・差役を一掃する一方、利弊をしらべ、新旧の事例を比較して税目を調整するとともに、漕糧の収放・交兌に一律の基準を設け、通関検査も短時間で済むようにすることで船舶がスムーズに航行できるようにした。これにより二年で定額を満した上、余剰分をすべて北辺の軍費としておくることができたという。淮安に赴任した仇夢台が手はじめに「蝸蠱」・「嚇役」をやめさせたこと、また彼が過勞のゆえに病死したというところからも想像されるように、漕糧の交兌・転発と商税徴収というふたつの任務とも、おそらくはさまざまに利害関係が錯綜し、むずかしい対応をせまられることすくなくかつたであろう。こうした任務をかけもちしてなお右の

ような成果をあげることができたという記事は、伝主の功績を誇張しているのは否めないにせよ、本稿の議論にひきつれた読み方がゆるされるならば、仇夢台が商業・経済の方面にあかるく、商人の利害もよく把握していたことを示唆するものと位置づけられないだろうか。彼の死に際して、淮安一帯では市をやめてその死を悼んだというのも、あるいはそうした解釈を補強する要素に数えてよいかもしれない。

ところで、仇夢台が商人の家の出であることの根拠をあたえてくれた康熙『兩淮鹽法志』には、いまひとつ、とくに仇鸞の周辺を考える上で、きわめて重要な記述がある。すなわち、同書卷十六、選舉、舉人、明に、

〔嘉靖〕甲子科。仇一卿。歛玉充人。

とあるのがそれである。これにより、仇夢台と同様、仇一卿もまた商人の家の出であり、商籍によって郷試を受験したことが知られるわけだが、前章で引用した「與黃鏡予先生辯志書」で、仇鸞の容貌を伝える『万曆志』の記述に反論する根拠として引きあいに出されていたのが、まさしくこの仇一卿の言であった。しかも仇夢台は彼が「躬ミカら鸞とよと与とよに遊ぶ者」であったとも述べていた。甲子の歳とは嘉靖四十三年（一五六四）であり、嘉靖三十一年（一五五二）八月の仇鸞の死から十二年後の郷試合格であるから、同世代とはいえないまでも、生前の仇鸞と実際に会い、その容貌を記憶していたという点に無理はなからう。仇鸞の「族人」と称しうるひとびとのなかに、たしかに商人出身の人物がいたこと、しかもそれが仇鸞の生前にすでに存在し、相互の交流もあつたことが、この仇一卿の存在によって確認できるのである。

① 『順治志』卷十、人物志、才猷、明、仇夢台

仇夢台、字泰符、號貞素。萬曆乙卯應于鄉、己未成進士。授平鄉令。……會東省妖逆煽禍、蹂躪曹滕、震逼長垣。于是、急調台于垣。……台至垣、增陴浚隍、繕兵布謀、卒以走寇于丁榮、而他寇始望風遠遁、垣獨晏然安堵。入計考最、望當募省、願以恬淡不趨津要、竟就民部。……台自是積勞力疾、請代不可、卒官邸。

② 康熙『兩淮鹽法志』卷十六、選舉、進士、明、萬曆己未科。同卷には黃金初・黃願素父子も記されている。

③ 雍正『敕修河東鹽法志』卷八、選舉  
天下運司六、惟河東運司有專學、餘皆附於府。

藤井宏「新安商人の研究（四）」（『東洋學報』三三六―四、一九五四年）一三三頁で、河東と長蘆の兩運司に運学が設置されていたこと、長蘆

運學はのちに廃止されたことが指摘されている。藤井氏が不明とした長蘆運學廃止の時期について、『実録』万曆二十一年十二月辛酉(十二日)条に、科臣張貞観の建議によって長蘆運學を廃止するとの記事がみえる。

④ 嘉靖『兩淮鹽法志』卷五、法制志六之二、惠竈之式、建社學

運使畢亨、請建運學呈文。……查得、河東運司原無學校、近年始設儒學、教養一方、即今人才之出、彬彬其盛。況兩淮運司商竈圍賦、比之河東、無慮數倍、亦學校可興之地也。合無比照前例、本司建立儒學一所。……運使陳運、立運學以育遺才議。……乞題請比照河東運司、建立儒學一所、設立學官考課、諸生屬本司提調、科貢亦如各府故事、則遺才皆蒙教養之惠、而禮義亦行於財利之家矣。

畢亨・陳運の任期は、同書卷十、官蹟志十一による。

⑤ 雷士俊『增建兩淮運學議』

崇禎五年、巡按御史公代攝鹽政、具疏請建運學。天子可其奏降旨。蓋運學建、則凡商之業鹽者、其子皆得入運學、非我國家柔遠之初意矣。山西・陝西人以爲不便、諛譎於有司。時史公已去、而揚州知府張公晉人也、力主其議、斯事遂廢。

史塗については『蘭臺法鑑錄』卷二十三に記事があり、崇禎三年(一六三〇)に淮揚巡按となったことが記されている。また『崇禎長編』卷五十八、崇禎五年壬申四月丙子(九日)条に、

直隸巡按史塗、……乃因攝鹽事竣、條陳省套數・愼委掣・議捐減・議獲鹽・興教化五事。章下所司確議。

とあり、雷士俊の記事と整合する。なお、右引の雷士俊の文章は、寺田隆信『山西商人の研究』(東洋史研究会、一九七二年)二二二頁に

も引用されている。

⑥ 前掲藤井安『新安商人の研究』(四)一一九―一二八頁。

⑦ 嘉靖『兩淮鹽法志』卷五、法制志六之二、惠竈之式、建社學

弘治十三年、御史戴德案云、教養商竈子弟事。……爲此仰經歷司抄案呈堂、即拘商竈子弟、擇日赴院、年八歲以上、十二以下、則揀選質賦清秀者、發社學、責令讀書。其十三以上、十八以下、則考試學通文理者、發運司、另行作養。以後社學有進者、則發運司、運司有成者、則呈提學、或府、或州、或縣量居、便宜收充生員、以備鄉薦。

⑧ 嘉靖『兩淮鹽法志』卷五、法制志六之二、惠竈之式、建社學

運司回文。……合無運司設立書院一所、……專一作養天下商人俊秀子弟。其各場社學、可居者仍舊、頽壞者修葺、未設者創立、悉行通・泰・淮三分司、一體施行。本司仍預先拘集商人子弟、擇日送院揀選。三分司亦預先選集竈民子弟、堪以作養者、聽候本院按臨揀選。

⑨ 『実録』天啓五年七月壬子(六日)条

差戶部山西司主事仇夢台、解山海撫夷銀三萬兩。

⑩ 光緒『淮關統志』卷二、建置、常盈倉

明永樂時、漕俱民運、乃置淮・徐・臨・通四倉、以便轉運、常盈倉卽淮倉也。……差戶部分司一員管理。

万曆『淮安府志』卷三、建置志、淮安府治、廨舍常盈倉、在清江浦。

⑪ 佐久間重男『明代における商税と財政との関係』(一)『史学雑誌』六五・一、一九五六年)八一―九頁。

おわりに

『万曆志』に仇鸞が立伝されていることから、彼の周辺に商人の人脈が存在したのではないかとの予測が本稿の出発点をなしていた。本稿での検討により、それに一定の裏づけをあたえることができたであろう。仇鸞の祖父である仇鉞は陝西鎮原の出身で、寧夏総兵官の家丁から身を起こしたと考えられ、仇鉞・仇鸞を徽州歙県籍あるいは揚州江都籍だとする説も通譜によってつくられた可能性がたかい。しかし、事実か否かはさておき、仇鉞・仇鸞が歙県王充を祖籍とする仇氏につながるという認識は、かなりの程度まで共有されていたようである。『家乗』に収められた徽州知府張芹の仇鉞あて返書、そしてなにより「族人」仇鸞の名誉回復を主張した仇夢台「與黄鏡予先生辯志書」の存在がその証左となる。この貴重な書簡とそれをのこした仇夢台という人物について検討することで、仇鸞の周辺にはたしかに徽州の商人が存在していたことを確認できた。仇夢台のほか、書簡のなかで言及されていた仇一卿は、いずれも両淮の商籍によって科挙を受験しており、とくに仇一卿については、実際に仇鸞と直接の交流があったとされていたのである。もちろん、双方の宗族関係は、あくまで譜牒の操作によって創出されたものでしかない。とはいえ、仇鸞が成寧侯の爵位をもつ勲臣であり、武官でありながら政局を左右する権勢をもっていたことにくわえ、世宗の勅裁によって断罪されたにもかかわらず、仇一卿が立派な武将として仇鸞のことを語り継ぎ、仇夢台もまた非常につよい態度で仇鸞の不名誉をすすごうとしていたことをみると、両者のあいだには、なんらかの契機さえあれば相互に「関係」<sup>グレンシ</sup>をとりむすび、それを最大限に利用しようという力がはたらいていたと考えたい<sup>①</sup>。

また「與黄鏡予先生辯志書」が書かれた背景をさぐる過程で、歙県の人士たちのあいだに在野の文士である謝陞が主纂した『万曆志』に対するつよい不満が存在し、きわめてひどい評価しかあたえられていなかったこと、そしてそれこそが『天啓志』編纂の重要な契機となっていたこともあきらかになった。

もともと筆者が『万曆志』の仇鸞伝に注目したのは、その存在が、あるいは馬市という政策の裏で新安商人が一枚かんでいたことを示唆するのではないかと考えたからである。しかし、このみたてをたしかなものとするだけの根拠は、本稿の検討によっても得られなかったといわねばならない。嘉靖の馬市においてモンゴルに供給する布製品の調達に商人がかかわっていたことは史料の上でも確認することができ、本稿をつうじて仇鸞の「族人」に両淮地区に寄寓する歙県籍の商人が存在したという知見を上乗せできたものの、そこからさらにふみこんで、双方のあいだに明確な因果関係を認められるまでには至っていない。

ただ、当時の辺境社会のありようを象徴するという一面のみが強調されてきた仇鸞について、家丁や衛所官の「冒繼」の問題、通譜による宗族関係の創出、商人層とのコネクション、さらには歙県志編纂や揚州の塘地問題など、じつにさまざまな要素がその周囲に存在していたことを示せたのは、本稿のささやかな成果といつてよいかもしれない。ひとりの政治家人物が多様な背景要素をもっているという、あまりに陳腐な事実ではあるものの、それを具体的に示すことにより、政治史という対象にどのように切り込んでいくかという点で、いくばくかの可能性を指摘できるのではないかと思われるからである。諸制度の概要や形成過程を静態的に概述するか、もしくは人物評価に傾斜した形で党派対立のプロセスとしてのみ政治の動向をとらえるか、ほとんどそのいずれかではなかったといつてよいこの時期の政治史研究においても、個々の事案をめぐる意思決定過程を動態的にとらえ、そこからなんらかの特徴を抽出するという方向が示されつつある。ただその場合も、皇帝と官僚によつて、宮中ないし文書行政のサイクルのなかで展開していくプロセスのみが中心となっているのは否めない。他方、東林派を中心とした党争を軸に展開していく晩明期の政治史については、思想史・社会経済史の豊富な成果にもささえられて、当時の社会動向とのかかわりのなかで政治がどう展開していたのかを問う議論もおこなわれている。とくに隆慶和議実現の立役者となった王崇古・張四維らが山西商人の家の出身であったことをあきらかにした小野和子氏の議論は、国家の辺境政策の推進にあたって、皇帝と官僚以外のアクターが影響をおよぼしえたことを



具体例に即して指摘したものととして注目される。こうした知見ともかわらせていえば、本稿であきらかにした仇鸞に関するいくつかの事実からも、明代とりわけ商業化の影響で流動化の度をつよめた明代後期の政治が、多様な関係性の上に展開していたことをみてとることができる。政治史なるものの射程が、往々にして皇帝と官僚のみによつて展開していく部分をこえた範囲にまでおよんでいたことを示すこうした事例の集積をつうじて、明代政治史をより立体的に把握することが可能になるとともに、中国社会において政治なるものがいかなる位置を占めてきたのかという点についても、よりつまびらかな理解を得ることができるのではないか。むしろそのさきには全体としてどのような政治史の構造を構築するかという問題がまつているのだが、そうした段階へとすすむ前の事例集積作業として、本稿ではひとまず仇鸞という人物をつうじて得られた事例を提示し、かつそこに示唆される可能性を指摘したにすぎない。のこされた問題はすべて後考にゆだねる。

① この点に関連して、揚州句城塘の土地問題をめぐって、仇鸞とその族人が登場することを指摘しておきたい。倭寇が激化していた嘉靖三十三年（一五五四）、鳳陽巡撫鄭曉は「譏鬻塘田羨築瓜洲城疏」（『端簡鄭公文集』卷十）を題奏し、倭寇にそなえるべく、長江の江岸にある瓜洲鎮に城壁を建造することを建議し、その費用捻出策として江都県城から西三十五里のところにある句城塘の土地売却を提案した。もともと灌溉と運河の水量調節の役割が期待されていた句城塘は、このころには泥が堆積してその用をなさず、付近の民が勝手に耕作し、その所有をめぐって訴訟も頻発するという状況になっていたらしい。鄭曉らの指示を受けた揚州府からの報告によると、勝手に耕作していた薛釗ら七十二家に対して未納分の租銀の支払いを命じたところ、仇鸞の族人である仇龍が薛釗らを糾結し、句城塘の画図をもって仇鸞のもとに投献した。これにより、薛釗および「奸民」黄谷ら十五名と佃戸總憲ら百六十七名が仇龍のもとで「分領佃種」するに至ったという。

揚州江都の「族人」の方から勲臣仇鸞の優免特権を利用すべくはたらきかけてきたことを示す例として、ここであげておきたい。この仇龍なる人物について、目下のところ仇鸞の族人という以上の情報は得られていないが、句城塘をふくむ揚州五塘を塘として維持すべしとの立場をとる王士性『廣志釋』卷二、兩都に、

嘉靖間、奸民假獻仇鸞佃陳公塘、而塘堤漸決。鸞敗而嚴世蕃繼之、世蕃敗而維揚士民攘臂承佃、陳公塘遂廢、一塘廢而諸塘繼之。……竟不可復者、則以今之所佃、皆豪民・富商及院道衙門積役、其勢足以動搖上官。

とある。仇鸞失脚後に首輔嚴嵩の息子である嚴世蕃に投献されたことのほか、とくにこの土地を佃作する者として「富商」があげられていることに注意しておきたい。

② 馬市がおこなわれたとき宣大山西総督であった蘇祐の「遵明旨效愚忠以圖補報疏」（『殺原奏議』所收「督府疏議」卷三）に引く宣府巡撫

劉聖の咨文に、

……備咨照數動支、選委能幹官員、督令殷實鋪戶、先行收買段

紬・絹布、以備易馬。

とある。

③ 小野和子『明季党社考——東林党と復社——』（同朋舎出版、一九九六年）第二章第一節、参照。

【附記】

本稿は、二〇二二年六月に大阪市立大学でおこなわれた二〇二二年度第二回近世近代史研究会、ならびに二〇二二年七月に開催された京都大学人文科学研究所「東アジア地域間交渉と情報」共同研究班における口頭報告の内容をもとにしたものである。双方の会とも、出席の諸先生から貴重な御教示をたまわった。深甚の感謝を申し上げる。

本稿は、平成二十四年度文部科学省科学研究費補助金（特別研究員奨励費）による研究成果の一部である。

（京都大学人文科学研究所非常勤研究員）

The Relationships surrounding Qiu Luan, the Marquis of Xian-ning,  
As an Aid to the Study of the Politics of the Ming Dynasty during  
the Commercialization of the 16th Century

by

JOHCHI Takashi

Qiu Luan 仇鸞, titled the Marquis of Xian-ning 咸寧侯, was an influential figure during the reign of the Jiajing Emperor of the Ming. During this period the Ming dynasty suffered external pressures from foreign peoples in both the north and south, the *beilu nanwo* 北虜南倭, and a major cause of this problem was the commercialization of East Asia in the 16<sup>th</sup> century. Increasing demand by the Mongols in the trade with China and military expenses issued by the central government promoted the commercialization of the defense forces on the northern borders. Given this situation as a background, Qiu Luan worked his way up from a military post as an officer in the army for northern border defenses to the point of finally wielding authority in the central government. In the 30<sup>th</sup> year of the reign of Jiajing (1551), the Ming court accepted Qiu Luan's proposal and lifted the prohibition on the horse trade, *mashi* 馬市, with the Mongols. Trade in the Ming system took the form of tribute, but the reality of the *mashi* trade had the character of international commerce divorced from the tribute system, and Qiu Luan was a consistent advocate of such. As can be understood from this example, Qiu Luan was a person who symbolizes the fluid state of the border regions that were influenced by commercialization.

This paper elucidates the many relationships that surrounded Qiu Luan. A special focus is his relationship with Shexian 歙縣 in Huizhou 徽州. From the late Ming onward, Xin'an 新安 merchants developed commercial operations on a nation-wide basis, and Shexian was their home base. The earliest county history of Shexian, the *She-zhi* 歙志, published in the 37<sup>th</sup> year of the reign of Wanli (1609), contains a biography of Qiu Luan. The aim of this paper to obtain clues for grasping of Ming politics in the age of commercialization by clarifying the relationship between Shexian, the home of the Xin'an merchants, and Qiu Luan, a symbol of the commercialization of the 16<sup>th</sup>

century.

Qiu Luan had inherited his official rank and posts from his grandfather Qiu Yue 仇鉞. There are various theories about the ancestral home of Qiu Yue, but by contrasting them, the following facts have become clear. Qiu Yue rose from the position of private soldier, *jiading* 家丁, who had been a protégé of the regional commander of Ningxia 寧夏. Despite the fact that he was not from a family who could inherit military posts of *wei* 衛 and *suo* 所, he was appointed a military officer on the order of the regional commander. It was probably at this time that Qiu Yue created the relationship with Wangchong 王充 of Shexian as the place of origin of his family through the Qiu clan of Jiangdu 江都 in Yangzhou 揚州.

As with other source materials, the biography of Qiu Luan in the Wanli-era *She-zhi* presents a critical assessment of Qiu Luan. However, there is a letter written by Qiu Luan's descendant Qiu Mengtai 仇夢台 included in the *Jiuxieben Wangchong Qiushi jiacheng* 旧写本王充仇氏家乘, found in the Anhui Provincial Library. That letter contains a powerful refutation and criticism of the biography of Qiu Luan in the Wanli *She-zhi* and other records. Researching the background to this letter, I was able to clarify that the local gentry in Shexian were strongly discontent with Xie Bi 謝陞, a scholar without an official post, who had compiled the Wanli-era *She-zhi* and this was the impetus for a recompiled *Shexianzhi* 歙縣志 in the Tianqi period.

According to the *Lianghuai yanfa zhi* 兩淮鹽法志, Qiu Mengtai rose from the post of licentiate in the salt distribution commission of Lianghuai to take the provincial examination and become a presented scholar. That is evidence that although his ancestral residence was listed as Shexian, he was actually from a merchant family that resided in Lianghuai. Moreover, Qiu Mengtai stated that Qiu Yiqing 仇一卿, a member of his own family, had had friendly ties with Qiu Luan, and that Qiu Yiqing also became a provincial graduate on the basis of the exams. It is on the basis of his existence that we can confirm there was a circle of Xin'an merchants close to Qiu Luan in his lifetime.